

せり売り（遊具）に係る仕様書

1. 売払い物件

令和5年4月14日 吉賀町告示第69号

(1) 物件名称 遊具本体（原則基礎部分は含まない）

番号	名称	数量	場所	製造年等	その他
1	シャングルジム	1基	下須自治会館	不明	
2	シーソー	1基	下須自治会館	不明	
3	複合遊具	1基	下須自治会館	不明	
4	鉄棒	1基	下須自治会館	不明	
5	回転遊具	1基	福川自治会館	不明	

(2) 場所 下須自治会館：吉賀町下須 939 番地 2

福川自治会館：福川 460 番地 7

(3) 最低落札価格（税抜） それぞれ 1,000円

2. せり売り方法

(1) せり売りを希望される場合は、令和5年4月26日（水）17時までに役場企画課に、別添申込書を役場企画課窓口まで持参もしくは郵送してください。（郵送の場合は、×切日17時までに必着のこと）

(2) 後日、申込みをされた方には、せり売り物件の公開日及び場所等を通知します。

(3) 令和5年6月1日（木）17時までに、封筒（厳封に限る）に入った入札書（別紙様式）を役場企画課窓口まで持参もしくは郵送してください。（郵送の場合は、×切日17時までに必着のこと）

遊具番号は必ず記載してください。

(4) 開札は令和5年6月1日（木）17時15分に役場応接室にて行います。

(5) 落札者の決定は、予定価格を超えるもののうち最高額の入札者を落札者とします。

(6) 落札決定後、速やかに落札者及び入札者に落札結果を文書で通知します。

3. 落札後の手続き

(1) 落札後は、速やかに吉賀町と売買契約書を締結すること。契約書は、落札金額に消費税を加算した金額とします。

(2) 落札者は、吉賀町の発行する納入通知書により契約金額（落札金額に消費税を加算した金額）を契約後7日以内にお支払ください。支払いの方法は、吉賀町出納室へ直接持参していただくか、指定する口座への振込みによる方法のいずれかとなります。（口座振込みの際の振込み手数料は、落札者の負担とします。）

4. 売払い物件の引渡し

(1) 契約金額の納入確認後、速やかに引渡します。

(2) 売払い物件の引渡し場所は、下記のとおりとします。

下須自治会館：吉賀町下須 939 番地 2

福川自治会館：福川 460 番地 7

(3) 物件の移設等の期限は、令和5年9月29日とします。

5. その他の事項

- (1) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。物件の状態については、必ず事前に確認してください。売払い物件の見学会に参加しなくても入札できますが、その場合は、物件の状態について、承諾したものとみなします。物件の状態に疑義がある場合は、必ず物件の公開日の際に確認してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
- (2) 吉賀町は、売却物件について、瑕疵担保責任を負いません。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても吉賀町は一切の責任を負いません。
- (3) 一度引渡した物件はいかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (4) 物件の基礎は、吉賀町が撤去します。ただし、適正に撤去及び管理ができることが認められれば、その限りではありません。
- (5) 引渡し後の経費は、全て落札者の負担とします。
- (6) 引渡し後の物件の保管は、落札者の責において行い、適正に管理してください。
- (7) 落札者は、物件引渡し後、撤去状況や利用実態を確認できる写真等を提出してください。
- (8) 引渡し後の利用実態について、調査することがありますので、調査等に関し、協力してください。
- (9) 入札保証金は免除します。
- (10) 物件引渡し後に、受領書を提出してください。
- (11) この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

【物件、入札に関するお問い合わせ及び入札書提出先】

〒699-5513

島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地

吉賀町役場 企画課 (担当：深川・沖野)

TEL 0856-77-1437

FAX 0856-77-1891

別添

令和 年 月 日

吉賀町長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名

申込書及び同意書

令和5年6月1日執行されるせり売り（遊具）に参加したいので、次のとおり申し込みます。

また、下記事項における滞納がないことについて、関係課に照会又は情報提供することに同意します。

記

【参加申込】

個人名・法人名	
住所	
担当者氏名	
担当者の連絡先	

【滞納のないことの証明に関する同意】

1 名称	せり売り（遊具）に参加するため		
2 税等の滞納の有無			
税、使用料等	滞納の有無	税、使用料等	滞納の有無
町民税		町営住宅使用料	
固定資産税		教員住宅貸付収入	
軽自動車税		水道使用料	
国民健康保険税		下水道使用料	
後期高齢者医療保険料		農業集落排水使用料	
介護保険料		延滞金	
		督促手数料	

入札書

遊具番号

¥

円（税抜）

但し、令和5年6月1日執行されるせり売り（遊具）

仕様書現場等を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

吉賀町長 岩本 一巳 様

住 所

氏 名

印